

別紙様式1 (別紙)

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	環境保全課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>現在の本市の運用は、本条例の手續を潜脱したものといわざるを得ないため、今後は本条例の手續を遵守した運用がなされるべきである。</p> <p>本条例第4条1項は「市長は、あき地に繁茂した雑草が放置され、住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、その雑草の除去を命ずることができる」として、管理者に対する除去命令について定め、同条2項は「前項の除去命令を受けた管理者は、市長の指定する期限までにその除去を行わなければならない」として、管理者の除去義務について定めている。また、本条例第7条1項は「市長は、第4条第2項の規定により雑草の除去を行おうとする管理者に特別の理由があると認めるときは、当該管理者の委託を受けて、その除去を行うことができる」と定め、同条2項は「前項の規定による除去に要する費用は、管理者の負担とする」と定めている。</p> <p>このように、本条例では、原則として、あき地の管理者に自ら雑草の除去をする義務があることを前提として、市長が管理者に対する除去命令を出せることを規定し、当該除去命令を受けた管理者に「特別の理由」がある場合に限り、市長が、管理者からの委託を受けて雑草の除去を行うことができると定めている。</p> <p>しかし、本市担当課からの聴取によると、実際には、本条例第4条1項に基づき市長があき地の管理者に対して除去命令を行うことはほとんどなく、命令がなされていない場合にも、市が管理者に対し、雑草除去を市に委託できる旨の案内を行い、「雑草除去委託申請書」により委託の申し込みを受け、市が業者に雑草除去を委託するという運用がなされているとのことであった。</p> <p>この点、かかる「雑草除去委託申請書」は、本条例施行規則第6条に定められた雑草除去委託申請書の様式がそのまま使用されており、同申請書には「条例第7条1項の規定により、下記のあき地の雑草の除去を富山市に委託したいので申請します」との文言が記載されている。また、同申請書には「委託を必要とする事由」を記載する欄もあるが、実際に手續がなされた申請書を確認したところ、かかる「委託を必要とする事由」が記載されていない事例も散見された。そして、管理者から委託申請を受けた市は、管理者に、本条例施行規則第7条に定められた様式と同様の「雑草除去承諾書」を送付し、雑草除去業務終了後に「納入通知書」を送付して、除去費用を支払ってもらうという運用がなされているとのことであった。なお、雑草除去業務の業務委託契約は、市と受託業者との間で直接締結されているため、管理者からの費用支払の有無に関わらず、市は、受託業者に対して業務委託料を支払わなければならない。</p> <p>以上のような運用は、原則として雑草の除去をあき地管理者の義務とし、「除去命令を受けた管理者」であり、かつ、その管理者に「特別の理由」があるという要件を満たす場合に、管理者からの委託を受けて市が雑草を除去することができる」と定めた本条例の手續を潜脱するものといわざるを得ない。また、実質的にも、このような運用は、本来はあき地の管理者に雑草除去等の管理義務があるにもかかわらず、雑草除去を業者に委託し費用を支払うという事務を、本条例に基づくことなく市が代行することになるが、これは市の負担によりあき地管理者に対して便益を与えるものであり公平性の</p>

包括外部  
監査人の  
指摘事項

観点から疑問がある。さらに、市は、管理者からの費用支払いの有無に関わらず受託業者に対して業務委託料を支払わなければならないため、仮に管理者が除去費用の支払いを怠った場合、本来は除去業務受託業者が負担すべき費用未回収のリスクを市が負担することとなるおそれがあり、相当ではない。

この点、担当課からは、上記のような運用により、雑草除去が円滑に行われるという面もあり、除去命令を経た場合にのみ市が雑草除去の委託を受けられるという本条例の手続を履践した場合、円滑な雑草除去ができなくなるのではないかとの意見があった。確かに、現在の市の運用が雑草除去を円滑に行うという効果をもたらす面は否定できないだろうが、本条例の手続に従った場合に円滑な雑草除去が困難になるということであれば、円滑な雑草除去を可能とし、公平性等も担保し得る内容に条例を改正するべきである。

以上のおり、今後は本条例の手続きに従った運用が行われるべきである。

措置状況	<p>本条例第4条第1項に定める除去命令を行うことなく、雑草除去の受託を受けている点については、除去命令を発出する事態に達していないあき地に対して、管理者から雑草の除去の受託をしていたものであり、その事務について、令和3年4月1日付で「富山市あき地の雑草除去受託に関する要綱」を制定し、要綱に基づいて円滑な雑草除去が行えるよう是正しました。</p> <p>また、「市は、管理者からの費用支払いの有無に関わらず受託業者に対して業務委託料を支払わなければならないため、仮に管理者が除去費用の支払いを怠った場合、本来は除去業務受託業者が負担すべき費用未回収のリスクを市が負担することとなるおそれがあり、相当ではない」、というご指摘につきましては、令和4年4月1日付で要綱改正を行い、それまで雑草除去後に行っていた除去費用の納付を、前納とすることで、費用未回収のリスクが発生しないよう是正しました。</p>
------	---

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

[参 考]

地方自治法第252条の38第6項

前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。